

第1部 重要事項説明書

■中村区デイサービスセンターとは？（契 第1条）

中村区デイサービスセンターとは、名古屋市中村区社会福祉協議会（以降は、「本会」と表記させていただきます。）が行う通所介護、予防専門型通所サービスで、利用される皆様ができる限り家庭の中で自立した生活を続けられるよう、事業所において必要なお世話などを行い、利用される皆様の心身の機能維持を図るとともに、家族の方の負担を軽くすることを目的とするものです。

1. 事業所の概要

事業者概要	事業者名	社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会
	代表者	会長 小出 輝哉
	担当部署所在地	名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18
	電話番号	052-483-3411
	FAX番号	052-483-3410
事業所の所在地等	事業所名	中村区デイサービスセンター
	指定番号	2370500510
	所在地	名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18
	電話番号	052-483-3411
	FAX番号	052-483-3410
所長	平賀 貴光	
開設年月日	平成12年12月20日	
通常の事業の実施地域	事業所が所在する中村区を事業の実施地域とします。	
サービス提供可能時間	要支援のお客様	午前10時00分～午後14時45分
	要介護のお客様	午前9時30分～午後16時35分

事業所の営業日、営業時間帯	月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで。 ご利用日が祝日でも営業いたしますが、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は、お休みさせていただきます。
---------------	--

2. 職員体制

職種	職務の内容	人数
管理者(介護職員と兼務)	事業の実施状況の把握及び従業員の管理等を行う。	1名
生活相談員(介護職員と兼務)	お客様やご家族への相談対応や調整等を行う。	1 名以上
介護職員	お客様の身体介護や身の回りのお手伝い等を行う。	5 名以上
介護補助(サービススタッフ)	介護職員の補助やお客様の身の回りのお手伝いを行う。	1 名以上
看護職員(機能訓練指導員と兼務)	お客様の健康管理等を行う。	1 名以上
機能訓練指導員(看護職員と兼務)	お客様一人ひとりの心身の状態に合わせて機能訓練を行う。	2 名以上
歯科衛生士	お客様の口腔ケアや指導を行う。	1 名以上

3. 利用定員

一日につき 35 名までご利用できます。

4. サービスの内容

法定給付サービス（通所介護、予防専門型通所サービス）

送迎

自宅から事業所まで専用車両で送迎いたします。

健康管理

看護職員等がデイサービスをご利用中、体温・血圧・体調のチェックを行います。

着替え・整容

入浴の際など着替えの援助が必要な場合は、適切な援助を行い、入浴後は適宜、髪そり、つめ切りなどの整容を行います。

入浴

入浴が必要なお客様の身体状態に応じて、自立支援の考え方のもと お客様個々にあった入浴サービスを提供いたします。

排泄

お客様の身体状況に応じてプライバシーの配慮を行いながら適切な排泄介助を行います。リハビリパンツ等をご使用されるお客様は適切に交換を行います。

レクリエーション

お客様の精神状況や心身状況に応じて、楽しみを持ってデイサービスに参加していただけるよう、お客様個々にあった集団的活動や趣味の活動、レクリエーションを提供いたします。

機能訓練・運動器の機能向上

お客様の生活状況や心身状況に応じて、適切な機能訓練を実施します。また別途、個別機能訓練加算(運動器機能向上加算)にて機能訓練指導員が個別に機能訓練を実施いたします。

口腔機能向上

昼食前の口腔体操や食後の口腔洗浄を通じてお客様の口腔機能維持を行います。また別途、口腔機能向上加算にて歯科衛生士等の指導により適切な口腔機能の改善を行います。

相談援助

お客様及びそのご家族からの介護などの相談には誠意を持って対応し可能な限り必要な援助を行います。

5. 計画書の作成・変更(契 第3条)

サービスの提供にあたっては、お客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、ケアマネジャーが作成した「居宅サービス計画書又は介護予防サービス支援計画書」に基づき、デイサービスセンター利用時の具体的なサービス内容等を記載した「通所介護計画書」「予防専門型通所サービス計画書」を作成し、計画的にサービスを提供いたします。

6. サービス提供時の記録等(契 第4条)

サービスを提供した際には、お客様の個人記録に必要な情報や事項を記載します。この個人記録は、ご希望に応じて閲覧及び写しをお渡しさせていただきます。

7. お客様負担金 (契 第5条・第6条)

- (1)通常、介護報酬の告示上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額のうち、介護保険負担割合証に記載された割合の金額をご負担頂きます。
- (2)法定給付外のサービスは、全額をご負担いただきます。

上記(1)(2)の負担金(以下「利用料」という)につきましては、ご利用月の次月15日前後に請求書を発行いたしますので、指定の日までに指定の方法

(銀行口座引落もしくは現金)でお支払いいただきます。事業者はお客様から利用料の支払いを受けたときは、お客様に対して請求書の内訳を明示した領収書を発行します。

(利用料の銀行引落しは「中京ファイナンス株式会社」に業務を委託しておりますのでご了承ください。)

【法定給付サービス】別紙「料金表」のとおりです。

【法定給付外サービス】

全額お客様負担でお支払いいただく費用です。事業所で提供させていただく「昼食」及び「衛生用品」等を使用された場合は下記の料金を申しうけます。ご使用された場合、お客様負担金の支払いに合算してお支払いいただきます。

昼食代金(1回)	680 円
衛生用品等(リハビリパンツなど)1枚	100 円
マスク(1枚)	30 円
通常の実施地域を超える地点から片道5キロメートル以内の送迎	400 円

※実施地域内の送迎は、基本料金に含まれています。

8. キャンセル（デイサービスをお休みされる場合）

- (1) デイサービスをお休み(利用キャンセル)される場合には、デイサービスまで「お電話」もしくは「事前に連絡帳に記入」などでご連絡ください。前日 17 時までに連絡いただいた場合、キャンセル料金は発生いたしません。
- (2) 体調不良もしくは急な用事等で当日の利用をキャンセルされる場合は、「当日キャンセル料 400 円」(食事材料代金の 61.5%) を申し受けることになりますのでご了承ください。キャンセル料は、お客様負担金の支払いに合算して、お支払いいただきます。

9.秘密の保持(契 第 12 条)

サービスを提供する中で、お客様からお聞きする個人の情報は皆様の了解

(同意)なしに他へ漏らすことはありませんのでご安心ください。このことは、職員が退職後も在職中知りえた個人の情報を漏らすことがないよう措置を講じます。ただし、計画書に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合、文書で同意を得たうえで個人情報を使用させていただきます。

10. 業務継続計画について

感染症や非常災害発生時等に利用者に対する指定通所介護・指定予防専門型通所サービスの提供が継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し必要な措置を講じます。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

12. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。他のお客様の迷惑になるような行為や事業所の管理規程等に違反された場合、下記のようなデイサービス職員に対しての暴力、暴言、性的いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、サービス提供に支障が生じるような過度な行為(飲酒や喫煙,パワーハラスメント、セクシャルハラスメント)があった時は、契約解除も含めて厳正に対応いたします。

暴行	殴る、蹴る、つねるなど
暴言	「死ね」「役立たず」など、職員の尊厳を傷つけるような言葉をいうなど
威嚇	近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示す、また殺傷能力のある物を示して職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに反してペットを柵に入れないなど
セクハラ	必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画・音声を流すなど
過度な要求	職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求 など
プライバシー侵害	職員の許可なくその撮影をして SNS 上に投稿する、執拗に個人情報を尋ねるなど

そのほか、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

13. 事故・体調の変化発生時の対応

- (1) サービスの実施にあたってお客様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、事業所の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- (2) デイサービスご利用中、身体機能に影響がある事故や意識消失が発生した際は、救急隊に病院への緊急搬送を依頼する場合がございます。
 - ① 緊急搬送時は、お客様ご家族の緊急連絡先に連絡させていただき緊急搬送先の病院までお越しいただきます。(搬送先が判明しましたらお伝えいたします)その際は、お客様本人の「健康保険証」を緊急 搬送先の病院までご持参ください。
 - ② 緊急搬送先の病院まではデイサービス職員が付き添いますが、ご家族が病院に到着次第交代させていただきます。また医療機関を受診された際には、お客様が加入されている「健康保険」をご使用していただきますのでご了承下さい。
 - ③ 事業所は、事故が発生した場合速やかにご家族に報告するとともに名古屋市にも報告させていただきます。
- (3) デイサービス利用時に急な体調変化があった場合(発熱などの緊急性がない場合)はご家族に連絡させていただき、デイサービスセンターまでお迎えに来ていただくか、状況によりご自宅へ送迎させていただきます。(デイサービスセンターから病院へは法律上送迎できませんのでご了承ください)

14.ご利用にあたっての留意事項

- (1) デイサービスセンターを含む館内は「禁煙」となっております。

- (2) 一旦ご来所いただいた場合、行事以外の外出はできません。
- (3) 所持品には必ずお名前を記載していただき、ご自分のものは原則ご自分で管理をお願いします。なお、ご自身で管理できない方の場合は、事前にその旨をお知らせください。
- (4) 現金や貴金属類(指輪・ネックレス・時計など)のデイサービスセンターへのお持込みはご遠慮ください。お持ち込みになられた場合、「紛失されても当事業所は一切責任を負いません」のでご了承ください。(現金等お持込みになられた場合、金庫でお預かりさせて頂きます。)また、お客様同士での物品(食料・衣類など)や金品のやりとりもご遠慮ください。
- (5) サービスを提供させていただくにあたり、介護の内容によっては介護士・看護師等が「介護用手袋」を使用することがありますので、ご了承ください。
- (6) 事業所内での「宗教活動」への勧誘、あるいは「政治活動」はご遠慮ください。
- (7) お客様が他人に感染の恐れのある病気に罹患した場合や、サービス提供に必要な情報は、速やかにその旨をご連絡ください。
(新型コロナウィルス・インフルエンザ・ノロウィルス・疥癬など)
- (8) 事業所内の設備は、多くのお客様が共用されます。お客様の不注意な使用により破損等が生じた場合には、損害を賠償していくだく場合があります。

15. その他

- (1) デイサービスセンターとお客様(ご家族様)との連絡は、主にお渡しする「連絡ノート」で行います。「ご利用料の請求書」やデイサービスセンターからの「お知らせ」等が同封されていますので、デイサービスセンターからご帰宅された後に必ず一読ください。
- (2) 台風・地震・大雪・大雨などの天災や交通途絶などにより、予定どおりサービス提供を行うことができない場合があります。その場合「当日のサービスが中止」になる可能性がございますのでご了

承ください。サービス中止の場合、当日朝電話にてご連絡いたします。

- (3) 飼犬猫等ペットの放し飼いは、送迎時などサービスの妨げになる場合がございますので、送迎時等一時的にゲージ等に移動していただきますようご協力ください。なお、万が一噛みつく等の事故が発生した場合、サービス提供ができなくなることもありますのでご了承ください。
- (4) デイサービスセンターはお客様との契約に基づき、サービス提供させていただいております。お茶、お菓子などのお心遣いは必要ございません。また、職員への謝礼・金品・物品をお渡しいただく必要も一切ございません。大変心苦しくはございますが、ご用意いただきましてもご遠慮させていただきます。

16.相談窓口、苦情対応(契 第13条)

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

① 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会中村区デイサービスセンターお客様苦情・相談窓口

所在地 名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の
18

窓口担当者 米本 由佳梨

電話番号 052-483-3411

FAX 番号 052-483-3410

対応時間 日曜日、年末年始(12月29日から1月3日)
以外の午前9時から午後5時まで。

② 福祉サービス苦情相談センター

所在地 名古屋市北区清水四丁目17番1号

電話番号 052-910-7976

FAX 番号 052-910-7977
対応時間 土曜日・日曜日、年末年始(12月29日から1月3日)以外の午前9時から午後5時まで。

③ 名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話番号 052-972-3087
FAX 番号 052-972-4147
対応時間 土曜日・日曜日、年末年始(12月29日から1月3日)以外の午前9時から午後5時まで。

④ 愛知県国民健康保険団体連合会(国保連)
所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話番号 052-971-4165
FAX 番号 052-962-8870
対応時間 土曜日・日曜日、年末年始(12月29日から1月3日)以外の午前9時から午後5時まで。

17. 第三者評価の実施状況

当事業所は実施しておりません。